

九州外科学会・九州小児外科学会・九州内分泌外科学会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は九州外科学会、同小児外科学会、同内分泌外科学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は外科、小児外科、内分泌外科学に関し会員の研究発表、並びに会員相互間及び関連機関との研究連絡を推進し、主として九州沖縄各県における外科、小児外科、内分泌外科学の進歩普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会員の研究発表会、学術講演会の開催。
- 2、関係学術団体との連絡及び提携。
- 3、その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は主として九州沖縄各県に勤務又は在住し、外科学に関する知識、経験を有する医師又はこれに準ずるものであって、本会の目的に賛同して入会したものとする。本会には幹事会の推薦により評議員会の承認を受けて名誉会長及び名誉会員をおくことができる。

第4章 役員及び評議員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1、会長 各学会毎に1名
- 2、幹事 若干名
- 3、監事 2名

(役員の選任)

第7条 1、会長は幹事会で選考し、評議員会の承認を受ける。
2、各学会毎に会長1名を選任するが、併任を妨げない。
3、幹事及び監事は幹事会で評議員の中から選考し、評議員会の承認を受ける。
4、幹事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(会長の職務)

第8条 会長は本会を代表し、この会の会務を総括する。

(幹事の職務)

第9条 幹事は幹事会を組織し、会長の諮問に応じてこの会の運営に関する重要事項を審議する。

(監事の職務)

第10条 監事は本会の会計及び運営に関する監査を行う。

(役員の任期)

第11条 1、会長の任期は1年とし、定期学術集会終了の翌日に始まり、次期定期学術集会終了の日に終る。原則として再任出来ない。
2、幹事の任期は会長の年を含む前後3年とする。監事の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。幹事、監事の再任は、これを妨げない。

(評議員)

第12条 本会に評議員を若干名おく。

(評議員の選任)

第13条 評議員は別に定めるところにより正会員の中から選任する。

(評議員の職務)

第14条 評議員は、評議員会を組織し、本会の会務を審議する。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。評議員の定年は65才とする。

第5章 評議員会

(評議員会)

第16条 評議員会は第6条に定める役員及び評議員をもって構成し、毎年1回開催する。評議員会は会長が召集し議長となる。議長は会長の合議により決定し、幹事会の承認を受ける。

(評議員会の位置づけ)

第17条 評議員会は本会の最終意志決定機関であり、会則改定を含む全ての案件を討議、決定する。評議員会の討議・決定事項はこれを会員に公表し、広く意見を求める。

(評議員会の定足数等)

第18条 評議員会は評議員現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

(評議員会の審議事項)

第19条 評議員会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- 1、事業報告及び会計報告。
- 2、事業計画。
- 3、会則の変更。
- 4、会長及び評議員、幹事、監事の選任に関する事項。
- 5、本会評議員に関する事項。
- 6、その他必要と認められる事項。

第6章 幹事会、監事

(幹事会)

第20条 幹事会は会長が召集し、議長となる。議長の選任に関しては、評議員会に準ずる。

(庶務幹事)

第21条 幹事会に庶務幹事1名を置く。

(幹事会の定足数等)

第22条 幹事会は、幹事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(幹事会の審議事項)

第23条 幹事会は必要の都度開催し、次の事項を審議する。

- 1、本会の運営に関する事項。
- 2、会長の選考に関する事項。
- 3、評議員・幹事、および監事の選考に関する事項。
- 4、学術集会に関する事項。
- 5、日本外科学会及び関連学会との連絡、提携。
- 6、その他本会の運営に関する原案の検討。

(監事)

第24条 監事は本会の会計及び運営に関する監査を行う。

第7章 学術集会

(学術集会)

第25条 1、学術集会は毎年1回以上開催し、会員の研究発表を行う。
2、会長は学術集会に関する業務をつかさどり且つその責任を負う。

第8章 会費及び会計

(経費)

第26条 本会の経費は会費、及び寄付金等をもってあてる。会費に関しては、別に定めるものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

第9章 附 則

(細則)

第28条 本会会則についての細則は別に定める。この会則は、平成20年6月1日から施行する。

昭和41年6月23日 制定

昭和50年6月1日 改正

平成7年6月1日 改正

平成8年6月1日 改正

平成14年6月1日 改正

平成19年6月1日 改正

平成20年6月1日 改正

平成27年6月1日 改正

役員・評議員等の選出基準

1 幹事・監事

幹事は原則として本会評議員の中より幹事会にて選考され、評議員会の承認を受ける。

幹事は6～7名程度とし、学会会員数、地域性および専門領域を考慮する。

庶務幹事は、会長が推薦し、幹事会にて選任される。

監事の選考ならびに選任は幹事に準ずる。

2 評議員

1) 評議員の基準

評議員は本会会員のうち、外科学への貢献が認められる者から推薦される。

日本外科学会、日本小児外科学会、日本内分泌（外科）学会の評議員はこれを考慮する。

評議員選考に当たっては次の点を考慮する。

- (1) 日本外科学会、日本小児外科学会、日本内分泌（外科）学会の認定医、またはこれに準ずるもの。
- (2) 日本外科学会、日本小児外科学会、日本内分泌（外科）学会または九州外科、小児外科、内分泌外科学会における特別講演、シンポジウムまたはこれに準ずる講演の演者または司会者の経験。
- (3) 日本外科学会、日本小児外科学会、日本内分泌（外科）学会または九州外科、小児外科、内分泌外科学会における一般講演の座長の経験。
- (4) 外科学、小児外科学、内分泌外科学に関する学術論文、学会発表。
- (5) その他外科学、小児外科学、内分泌外科学に関する貢献。
- (6) 大学の講師以上（院内講師、診療講師等を含む）、または病院、施設における各科の責任者あるいはこれに相当するもの。

なお、評議員の数は会員の10%程度とする。

2) 選出方法

- (1) 評議員の選考は年1回幹事会で行い、評議員会で決定する。
- (2) 評議員候補者は必要書類を整え、毎年12月31日までに事務局に提出するものとする。

3) 評議員の資格の喪失

- (1) 原則として連続4回評議員会を欠席した場合。
- (2) 本会の名誉を傷つける行為があった場合。

3 名誉会員

名誉会員は本会に功績があった者の中から会長が幹事会および評議員会の議を経て推薦する。

名誉会員は評議員会に出席して意見を述べる事が出来るが、議決権はないものとする。

選考基準は次のようである

- (1) 日本外科学会、日本小児外科学会、日本内分泌（外科）学会の名誉会員。
- (2) 本会の会長、幹事、監事経験者で外科学、小児外科学、内分泌外科学を専攻するもの。
- (3) その他特に功績の大きいもの。

4 名誉会長

会長は、幹事会および評議員会の議を経てこの会に対し特に顕著な貢献のあった名誉会員を、名誉会長として推薦することができる。

名誉会長は会長の諮問に応ずるものとする。

5 本基準は令和7年4月1日より施行する。

平成7年6月1日制定

平成8年6月1日改正

平成14年6月1日改正

平成24年6月1日改正

令和7年4月1日改正

あり方検討委員会規程

1. 本会の運営を円滑に行うため会長の諮問機関として、あり方検討委員会を設ける。
2. 委員会は会長の諮問をうけて、次の事項を検討する。
 - 1) 本会会則および内規に関する事項。
 - 2) 本会の運営に関する事項。
 - 3) 日本外科学会、日本小児外科学会、日本内分泌（外科）学会との連絡、提携に関する事項。
 - 4) その他会長が必要と認める事項。
3. 委員は会長が委嘱し、会長が委員長となる。
4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 本規程は平成8年6月1日より施行する。
平成7年6月1日制定
平成8年6月1日改正

事務局運営規程

1. 事務局は本会の庶務および会計に関する事務を担当する。事務局は次の業務を行う。
 - 1) 会員名簿の整理、会員の把握。
 - 2) 幹事会、評議員会、各種委員会などの事務。
 - 3) 学術集会の発表者（共同演者を含む）が本会会員であることの確認。
 - 4) 年会費の徴収および会計。
 - 5) その他。
2. 事務局の事務は庶務幹事が処理する。
3. 事務局所在の（施設）長を事務局長とする。
4. 事務局は当分の間、九州大学大学院臨床・腫瘍外科内に置く。
5. 本規程は平成14年6月1日より施行する。
平成7年6月1日制定
平成8年6月1日改正
平成14年6月1日改正

施行細則

会員に関する施行細則

1. 本会の会員となることを希望するものは、当該年度の会費を添えて、所定の入会申込書を事務局に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。
2. 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
3. 会員は、本会の主催する学術集会において演題を発表することができる。その際、共同演者も本会会員であることを原則とする。ただし、専門が外科以外の場合はこの限りではない。
4. 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。
 - 1) 退会
 - 2) 死亡または失踪宣言
 - 3) 住所変更の届出がないため、連絡不能となった場合
 - 4) 除名
5. 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。
6. 会費を2年以上滞納した者は、幹事会において退会したものとみなすことができる。
7. 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があった時は、幹事会で議決に基づいて、これを除名することができる。
8. 一般会員の会費は4,000円、評議員の会費は年額6,000円とする。名誉会員は会費を納めることを要しない。卒業後2年までの研修期間は会費を免除する。
9. 会費は前納とし、既納の会費は理由の如何を問わず、これを返還しない。
10. 評議員の任期は、満65歳の誕生日を超えた最初の合同評議員会までとする。

1 1. 本施行細則は平成 2 6 年 6 月 1 日より施行する。

平成 7 年 6 月 1 日制定

平成 8 年 6 月 1 日改正

平成 1 9 年 6 月 1 日改正

平成 2 0 年 6 月 1 日改正

平成 2 4 年 6 月 1 日改正

平成 2 6 年 6 月 1 日改正